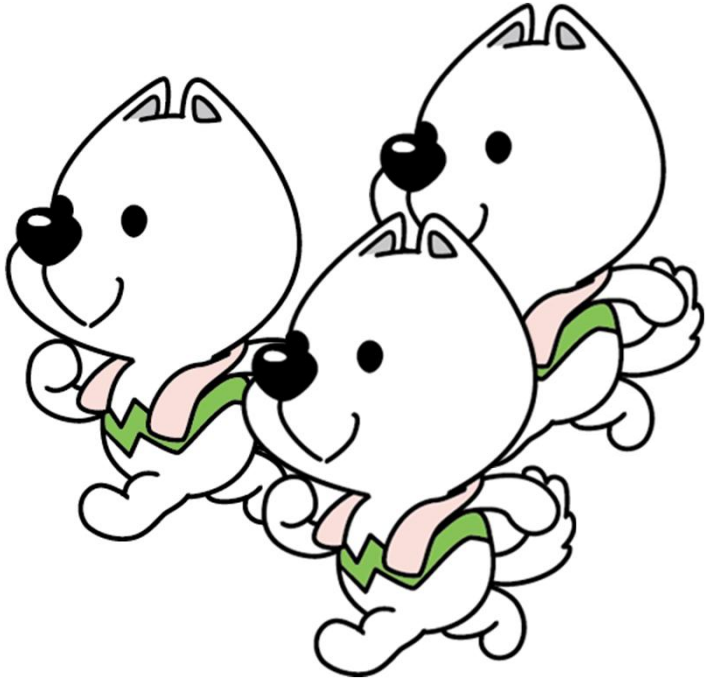
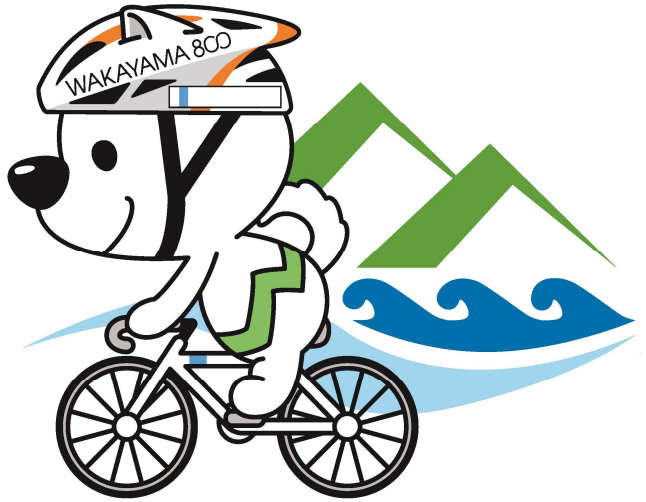
令和８年度　建設業法等研修会

入札参加資格審査申請について
（県内建設業者）



和歌山県　県土整備部
県土整備政策局　技術調査課





目次

１　令和10･11年度の改正見通し

２　令和8･9年度のおさらい

３　入札参加資格（県内建設）審査について
（１）和歌山県の建設工事の入札に参加するには
（２）定期受付･追加受付
（３）定期再算定
（４）格付けランク
（５）その他参考

令和10・11年度
入札参加資格審査申請の改正見通し



１ 令和10･11年度の改正見通し ④

１　評価基準の変更について

①「高得点工事成績」の「工事成績」への統合

現　行

工事成績：対象期間内の平均工事成績評定点に基づき加点【-60～140点】
高得点工事成績：工事成績評点が75点（80点）以上の場合に加点【1件30点】

・高得点工事成績は個別工事の結果や受注機会に左右されやすい
・同一の工事成績を重複して加点している
・技術力向上による高得点工事の頻出化

継続的･総合的な施工品質を評価する制度に！

変更後

工事成績：対象期間内の平均工事成績評定点に基づき加点【-60点～200点】
※従来の「高得点工事の最大加点値を「工事成績」に統合

【確認方法の変更点】
- 「高得点工事成績」に係る工事完成検査結果通知書の提出を廃止

１ 令和10･11年度の改正見通し

①「高得点工事成績」の「工事成績」への統合

【参考】工事成績配点表

平均点		54.5点未満	54.5点以上 55.5点未満	55.5点以上 56.5点未満	56.5点以上 57.5点未満	57.5点以上 58.5点未満	58.5点以上 59.5点未満	59.5点以上 60.5点未満	60.5点以上 61.5点未満	61.5点以上 62.5点未満	62.5点以上 63.5点未満	63.5点以上 64.5点未満
配点	現行	−60	−50	−45	−40	−35	−30	−25	−20	−15	−10	−5
	R10･11	−60	−50	−45	−40	−35	−30	−25	−20	−15	−10	−5

平均点		64.5点以上 65.5点以下	65.5点超 66.5点以下	66.5点超 67.5点以下	67.5点超 68.5点以下	68.5点超 69.5点以下	69.5点超 70.5点以下	70.5点超 71.5点以下	71.5点超 72.5点以下	72.5点超 73.5点以下	73.5点超 74.5点以下	74.5点超 75.5点以下
配点	現行	0	10	20	30	40	50	56	62	68	74	80
	R10･11	0	10	20	30	40	50	56	62	68	74	140

平均点		75.5点超 76.5点以下	76.5点超 77.5点以下	77.5点超 78.5点以下	78.5点超 79.5点以下	79.5点超 80.5点以下	80.5点超 81.5点以下	81.5点超 82.5点以下	82.5点超 83.5点以下	83.5点超 84.5点以下	84.5点超
配点	現行	86	92	98	104	110	116	122	128	134	140
	R10･11	146	152	158	164	170	176	182	188	194	200

60点
上乗せ

※ R10･11年度の資格審査時に影響する工事点数は令和8年1月1日～令和9年12月31日に竣工検査を受けた工事

１ 令和10･11年度の改正見通し

①「高得点工事成績」の「工事成績」への統合

【例】A社の場合⇒県工事10件（平均工事点数68点・高得点工事2件）

＜現行＞

工事成績＋高得点工事成績		工事成績	＋	高得点工事成績
90点	＝	30点	＋	60点

＜令和10･11年度＞

工事成績＋高得点工事成績		工事成績	＋	高得点工事成績
30点	＝	30点	＋	~~廃止~~

高得点工事が2件あったとしても、他8件の工事成績が低調で10件の平均点が74．5点以下であれば点数は伸びない

１ 令和10･11年度の改正見通し

①「高得点工事成績」の「工事成績」への統合

【例】B社の場合⇒県工事10件（平均工事点数76点･高得点工事2件）

＜現行＞

工事成績＋高得点工事成績		工事成績		高得点工事成績
146点	＝	86点	＋	60点

＜令和10･11年度＞

工事成績＋高得点工事成績		工事成績		高得点工事成績
146点	＝	146点	＋	廃止

工事成績の平均点が74．5点超あれば高得点工事の60点分が工事成績に上乗せされるため、現行制度との乖離は少ない

１ 令和10･11年度の改正見通し

１　評価基準の変更について

②「災害時等対応重機の所有」の基準変更

現　行
バックホウ　：0．11㎥以上
トラクターショベル（クローラ式）：0．4㎥以上　（ホイール式）：0．3㎥以上
ダンプトラック　：2t以上
バックホウ又はトラクターショベルとダンプトラック所有（運転者付き）が加点要件
【30～60点】

災害対応力強化の観点から加点対象となる重機を拡大（経営事項審査と同基準）

変更後
現行の評価基準は据え置きし、加点対象となる重機を拡大
「経営事項審査加点対象の建設機械」を新たに加点対象に加える
【30～60点】
※拡大された重機は運転手の重複を可とし、１台（運転手付き）につき5点を加点する。

【確認方法の変更点】
・「様式9号の1　確約書兼誓約書」での誓約形式は維持

1 令和10・11年度の改正見通し

②「災害時等対応重機の所有」の基準変更

★拡大対象となる重機の区分★

【参考】平成20年1月31日付け国総建第269号の通知で認めるもの

建設機械抵当法の区分	使用の要件	建設機械の区分
ショベル系掘削機	掘削系のアタッチメントに交換可能	・小型バックホウ（0．11㎥未満） ・バックホウ（0．11㎥未満） ・ドラグイン及びクラムシェル ・泥上掘削機 ・パイルドライバー ・移動式クレーン
ブルドーザー	自重3トン以上	・ブルドーザー
トラクターショベル	バケット容量0．4㎥以上（山積み）	・クローラローダー ・ホイールローダー
モーターグレーダー	自重5トン以上	・モーターグレーダー
		・ダンプ車（2t未満）
		・アスファルト・フィニッシャ
		・不整地運搬車
		・高所作業者
		・締固め用機械
		・解体用機械

１ 令和10･11年度の改正見通し

１　評価基準の変更について

③「新規学卒者雇用」の「常時雇用者人数」への統合

現　行

新規学卒者雇用：建設業関連学科の新規学卒者の雇用により1名につき
５点を加点【5～20点】

常時雇用者人数：若年者、女性、就職困難なもの等の雇用により1名につき
５点を加点【5～20点】

建設業界の担い手を新卒者雇用に限定せず、多様な人材を幅広く確保し
雇用の継続及び職場への定着を図ることが重要

変更後

常時雇用者人数：若年者、女性、就職困難なもの等の雇用により1名につき
１０点を加点【10～40点】

※従来の「新規学卒者雇用」を「常時雇用者人数」に統合

【確認方法の変更点】

・様式第４号廃止及び新規学卒者の証明書類の提出を廃止

1 令和10･11年度の改正見通し

1　評価基準の変更について

④「次世代育成支援等」の基準変更

現　行

・女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定により加点：5点
・次世代育成支援対策法に基づく事業主行動計画の策定により加点：5点
・わかやま健康推進事業所に認定された場合加点：5点
上記3項目により最大10点を加点

現行の制度開始から一定年数経過したことを考慮し加点対象を計画策定から計画に基づく取組実施の認定に改める（経営事項審査と同基準）

変更後

・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）により加点：5点
・次世代育成支援対策法に基づく認定（くるみん認定）により加点：5点
・わかやま健康推進事業所に認定された場合加点：5点
上記3項目により最大10点を加点
※審査基準日時点での認定を加点要件とし、減点の再算定申請は不要

【確認方法の変更点】

- 事業主行動計画の提出を廃止し、各認定（えるぼし認定･くるみん認定）取得を確認

令和8・9年度
入札参加資格審査申請のおさらい
（県内建設業者）



2 令和8･9年度のおさらい

1　評価項目の変更について

労働安全衛生法関係資格者数

建設キャリアアップ
システム登録画面へ➡

令和6･7年度：有資格者または建設キャリアアップシステム登録者1名につき2点を加点（上限10人）
令和8･9年度：建設キャリアアップシステム登録者1名につき2点を加点（上限10人）

CCUS

【加点要件】

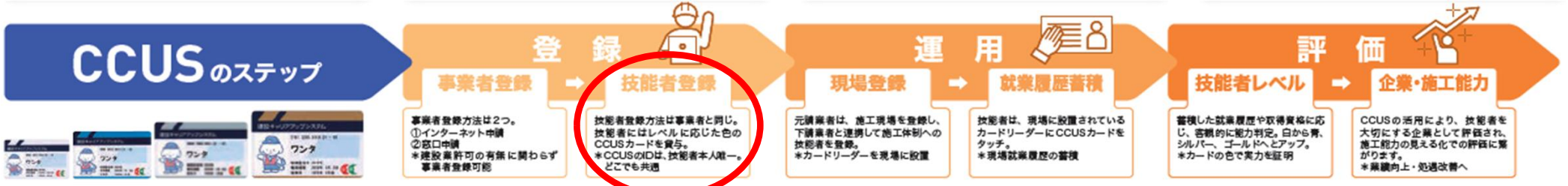
審査基準日時点において、一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録されている者を常勤で雇用していること。



【確認方法】

- 一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録していることを証する書面（建設キャリアアップカード等）の写し
- 審査基準日時点において常勤で雇用していることが分かる書面の写し

＊従来、当該項目は再算定の対象外としていましたが、激変緩和措置として加点再算定の対象とします。なお、人数が減った場合の減点の再算定申請は不要です。



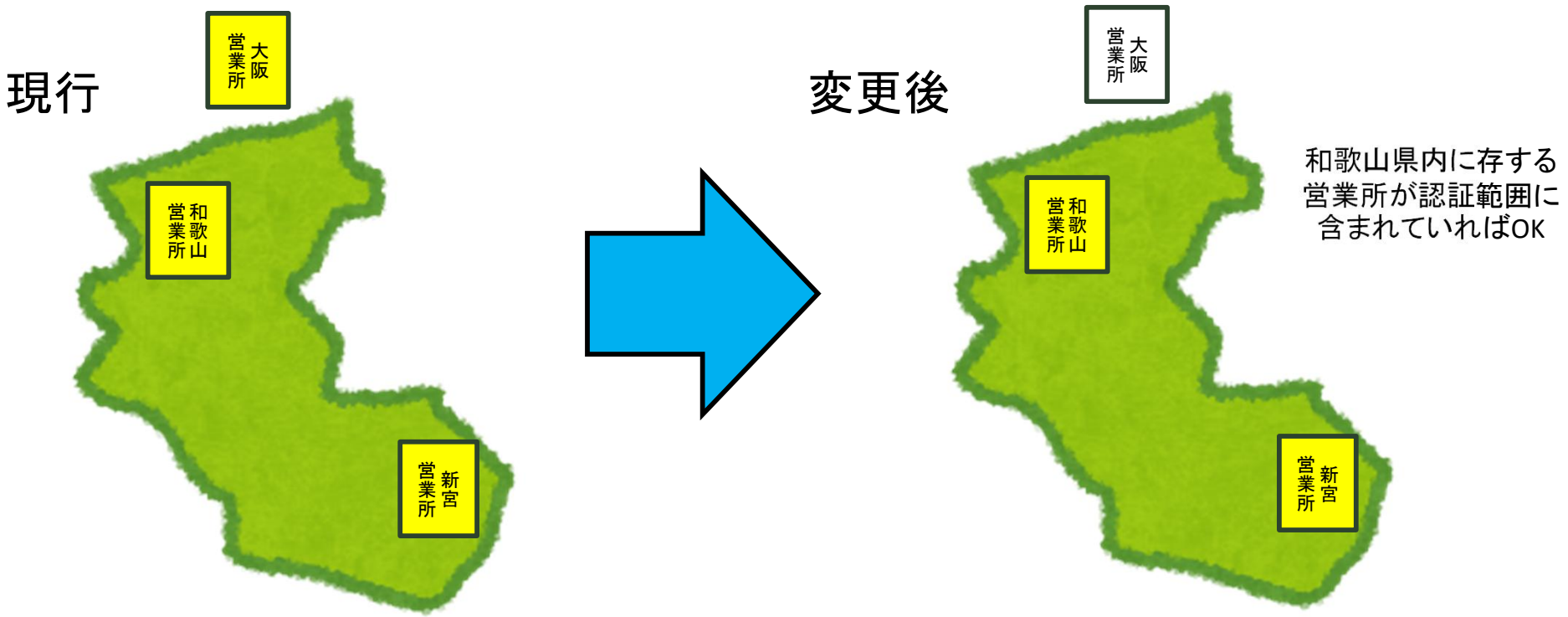
2　評価基準の変更について

ISO9000 シリーズ及びISO14000 シリーズの認証取得の有無

令和6･7年度：本店及び全ての支店が認証範囲に含まれていること

令和8･9年度：**和歌山県内の営業所すべてが認証範囲に含まれていること**

例



3　添付書類の変更について

災害時等対応重機・資材の調書における添付書類の簡素化

・様式 第9号の1 確約書
・様式 第9号の2 災害時等対応重機調書
・様式 第9号の3 運転者調書
　＋添付書類（償却資産申告書・種類別明細書の控、リース契約書、重機・ダンプトラックの車検証の写し／標識交付証明書、重機の定期（特定）自主検査記録表の写し、特定自主検査実施時期証明書の写し、重機のカタログ（写し可）、回送車両の車検証の写し、回送業者と交わした委託契約書の写し・回送業者の自動車運送業許可書の写し、運転者の免許証の写し／資格者証の写し／修了証の写し、運転者の常勤確認書類（3 添付書類の常勤確認書類で提出していない方の分のみ）
・様式 第9号の4（その1）災害時対応仮設資材調書
・様式 第9号の4（その2）災害時対応仮設資材調書（H形鋼：写真）
・様式 第9号の4（その3）災害時対応仮設資材調書（鋼矢板：写真）

↓

・様式 第9号の1 確約書兼誓約書
・様式 第9号の2 災害時等対応重機及び運転者調書
・様式 第9号の3 災害時対応仮設資材調書

＊重機のバケット容量や資材の長さ等の要件については、変更なし。

次ページ　罰則について➡

2 令和8・9年度のおさらい

3　添付書類の変更について

罰則

災害時対応重機又は災害時対応仮設資材について
事実に基づかない加点を受けていた者



180日間のランクダウン

※特に悪質な場合

申請時の添付書類はなくなっても、
営業所調査において確認します。ご協力をお願いします。

4　不当要求当防止責任者講習の受講回数変更について

和歌山県暴力追放県民センター（警察の委託先）が実施する

不当要求防止責任者講習（入札参加資格審査で30点加点･Aランクに必須）

おおむね2年に1回受講

↓

令和8年度から**段階的**に

おおむね3年に1回受講

※審査基準日から遡り、直近の適正な講習日にて講習受講のこと
- 第1回追加審査から第4回追加審査まで　：令和6年4月1日から審査基準日の前日まで
- 第5回追加審査　：令和6年6月1日から審査基準日の前日まで
- 第6回追加審査　：令和6年9月1日から審査基準日の前日まで

●暴力団排除講習について

共通仕様書において「請負金額が５千万円以上もしくは発注機関の長が必要と認めた場合については、警察が実施する暴力団排除講習を受講するとともに、県、警察との連絡体制を確立しなければならない。」としていますが、令和８年度から「暴力団排除講習」が廃止されるため、受講の必要がなくなります。但し、引き続き、現場における窓口責任者を定め、県、警察との連絡体制を確立するようお願いします。

入札参加資格（県内建設）審査について



3-(1) 和歌山県の建設工事の入札に参加するには ⑲

建設業許可を取得 → 経営事項審査を受ける → 入札参加申請を行う

定期受付・追加受付期間中に入札参加資格審査を申請します

↓

（県が作業）資格審査 → 総合点数算定 → **格付け認定**

↓

認定通知書が送付されます（認定開始日の前月中）

↓

認定開始日以降、ランクに応じて工事の入札に参加できます

↓

（変更があれば）総合点数の定期再算定を申請します

3-(1) 和歌山県の建設工事の入札に参加するには ⑳

注 意 事 項

○　入札参加に申請できない方

１　建設業許可を受けていない者
２　建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
３　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治法施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
４　地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実に該当した後、2年を経過しない者
５　和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がある者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第41条第1項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第33条第1項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。

６　申請者その他の関係者が暴力団関係者等又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と認められる者

７　審査対象となる経営事項審査に係る建設業法第27条の29に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が、「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」若しくは「解体」のいずれかである場合には、当該許可業種ごとの平均完成工事高が250万円以下である者、又は総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」若しくは「清掃施設」のいずれかである場合には、当該許可業種の種類ごとの平均完成工事高が0円である者。

８　次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
　ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
　イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
　ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

９　経営状況が著しく不健全であると認められる者

（以下省略）

3-(1) 和歌山県の建設工事の入札に参加するには ㉑

注 意 事 項

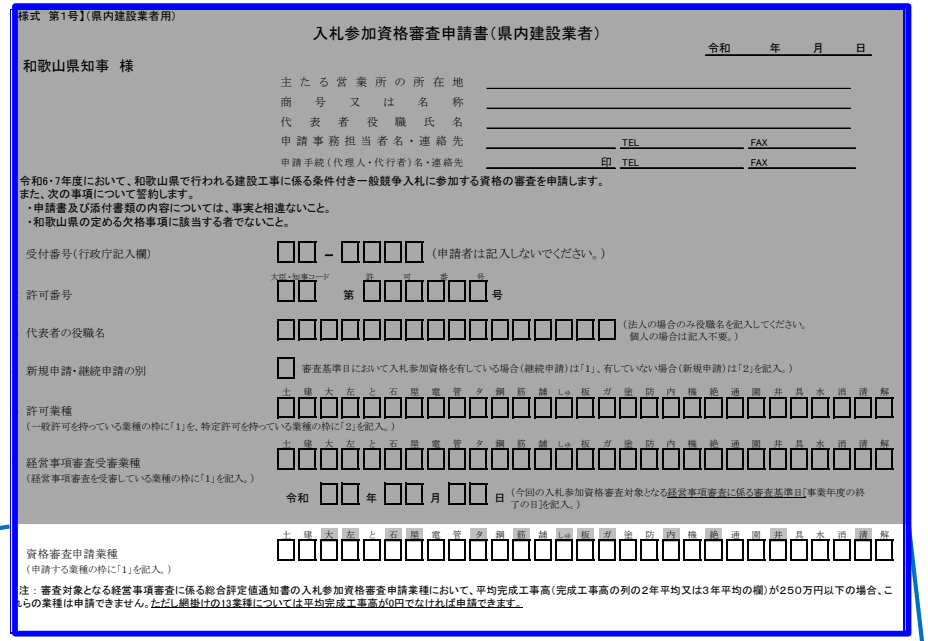
経営事項審査の受審後、
総合評定通知書内の平均完成工事高が――――

・0円を超えていれば申請可能
申請書中、業種名が灰色に網掛けされている業種

・250万円を超えていれば申請可能
申請書中、網掛けのない業種

（注）**総合評定通知書**とは、経営事項審査の結果として発行され、入参申請時に添付するものを指します。

（参考）
【入札参加資格審査申請書（県内建設業者）】様式第1号



様式 第1号】(県内建設業者用)

入札参加資格審査申請書(県内建設業者)

令和　年　月　日

和歌山県知事 様

主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者役職氏名
申請事務担当者名・連絡先　TEL　FAX
申請手続(代理人・代行者)名・連絡先　印　TEL　FAX

令和6・7年度において、和歌山県で行われる建設工事に係る条件付き一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。
また、次の事項について誓約します。
・申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
・和歌山県の定める欠格事項に該当する者でないこと。

受付番号(行政庁記入欄)　□□－□□□□(申請者は記入しないでください。)

許可番号　大臣・知事コード　許可番号　第□□□□□□号

代表者の役職名　(法人の場合のみ役職名を記入してください。個人の場合は記入不要。)

新規申請・継続申請の別　□　審査基準日において入札参加資格を有している場合(継続申請)は「1」、有していない場合(新規申請)は「2」を記入。)

許可業種
(一般許可を持っている業種の枠に「1」を、特定許可を持っている業種の枠に「2」を記入。)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

経営事項審査受審業種
(経営事項審査を受審している業種の枠に「1」を記入。)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日 (今回の入札参加資格審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日[事業年度の終了の日]を記入。)

資格審査申請業種
(申請する業種の枠に「1」を記入。)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

注：審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の入札参加資格審査申請業種において、平均完成工事高(完成工事高の列の2年平均又は3年平均の欄)が250万円以下の場合、これらの業種は申請できません。ただし網掛けの13業種については平均完成工事高が0円でなければ申請できます。

7 資格審査申請業種
(申請する業種の枠に「1」を記入。)

| 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | しゅ | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
|---|
| □ |

注：審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の入札参加資格審査申請業種において、平均完成工事高(完成工事高の列の2年平均又は3年平均の欄)が250万円以下の場合、これらの業種は申請できません。ただし網掛けの13業種については平均完成工事高が0円でなければ申請できます。

3-(2) 定期受付・追加受付

令和8・9年度（令和8年6月1日～令和10年5月31日）の県内建設業者の建設工事に適用する入札参加資格審査の受付を下記の日程で実施しています。

各受付	受付期間（2週間程度）	認定期間 （いずれも令和10年5月31日まで）
定期受付	令和8年1月7日　～　令和8年2月3日	令和8年6月1日　～　令和10年5月31日
第1回追加受付 （受付終了）	令和8年6月5日　～　令和8年6月19日	令和8年9月1日　～　令和10年5月31日
第2回追加受付 （受付終了）	令和8年9月4日　～　令和8年9月18日	令和8年12月1日　～　令和10年5月31日
第3回追加受付	令和8年12月4日　～　令和8年12月18日	令和9年3月1日　～　令和10年5月31日
第4回追加受付	令和9年3月5日　～　令和9年3月19日	令和9年6月1日　～　令和10年5月31日
第5回追加受付	令和9年6月4日　～　令和9年6月18日	令和9年9月1日　～　令和10年5月31日
第6回追加受付	令和9年9月6日　～　令和9年9月21日	令和9年12月1日　～　令和10年5月31日

受付窓口：各振興局建設部、海南工事事務所
提出方法：持参または郵送
（詳細については技術調査課HPを必ずご確認ください。）

3-(3) 定期再算定

定期・追加受付により入札参加資格を有している者を対象に、総合点数の再算定も下記の日程で実施しています。ランクが変動した場合にはランクの再格付けも併せて行います。

各受付	受付期間	認定期間 （いずれも令和10年5月31日まで）
第1回定期再算定	令和8年6月1日　～　令和8年10月31日 （受付終了）	令和8年12月1日　～　令和10年5月31日
第2回定期再算定	令和8年11月1日　～　令和9年4月30日	令和9年6月1日　～　令和10年5月31日
第3回定期再算定	令和9年5月1日　～　令和9年10月31日	令和9年12月1日　～　令和10年5月31日

※変更の事実の発生から30日以内（又は再算定申請締切日まで）に必ず申請を行ってください。
減点の再算定の申請怠りの結果、**事実に基づかない加点を受けた状態に陥ってしまった場合、申請の怠りによるランクダウン（90日間）**の対象となります。

減点の再算定申請　…
たとえば　・障害者や新規学卒者が離職した
・産業廃棄物収集運搬業許可の有効期間が切れた

など、地方基準点数項目早見表（次ページ）の「再算定（減点）」が”〇”となっている項目が対象です。

3-(3) 定期再算定

申請の流れ

R8・9入参（県内建設）地方基準点数項目早見表

	項目	点数	業種	再算定（加点）	再算定（減点）
1	独占禁止法の遵守体制の整備	30点	全業種	○	○
2	暴力団排除への取組	30点	全業種	○	×
3	災害時対応重機の所有	上限60点	土木のみ	○	○
4	災害時対応仮設資材の所有	鋼矢板8t：10点 H型鋼3t：10点	土木のみ	○	○
5	大規模災害時の応急対策業務の取組				
	県との協定	40点	加入団体で決まる業種	○	○
	市町村との協定	10点	土木・建築	○	○
6	災害時等緊急対応への貢献	20点×件数（上限60点）	土木のみ	○	×
7	ISO9000シリーズの認証取得	20点	全業種	○	○
8	ISO14000シリーズの認証取得	20点 ※エコアクションと重複しない	全業種	○	○
9	エコアクション21の認証取得	10点 ※ISO14000と重複しない。	全業種	○	○
10	廃棄物の処理体制	10or20点	全業種	○	○
11	建設キャリアアップシステムへの登録者数	2点×人数（上限20点）	全業種	○	×
12	労働災害防止への取組	10点	全業種	○	○
13	常時雇用者人数	2点×人数（上限60点）	全業種	×	×
	常時雇用者人数（若年者、女性職員、ひとり親等）	5点×人数（上限20点）	全業種	○	○
14	障害者雇用	20点	全業種	○	○
15	建設業関連学科新規卒業者雇用	5点×人数（上限20点）	卒業学科で決まる業種	○	○
16	次世代育成支援への取組	5点or10点	全業種	○	○
17	完全週休二日制への取組	30点	全業種	○	○
18	工事成績	県工事成績の平均点により ▲60～140	業種別に計算	×	×
19	高得点工事成績	30点×件数（上限60点）	発注業種	○	自動減点
20	和歌山県優良工事表彰	30点	発注業種	○	自動減点
21	優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）	20点	全業種	○	○
22	技術者数	（1級10点、2級・登録基幹技能者5点、その他3点）×人数	業種別に計算	×	×
23	技術力向上への取り組み（CPD）	2点×人数（上限10点）	全業種	×	×

黄色で着色された項目（×の項目）
及び経営事項審査のP点は、原則
再算定による見直しを行いません。

→認定期間中は原則、点数が変わらず、再算定の必要がありません。

※13. 常時雇用人数 は、
雇用者の全体人数の増減は再算定**不要**ですが、
内「若年者や女性職員等（上限4名）」は
加点や減点の再算定の対象です。

11. 建設キャリアアップシステムへの登録者数は、
R8・9年度より加点の再算定の対象とします。
※減点の再算定は対象外です。

13. 常時雇用者の**若年者（35歳未満）**は、
認定後に加点対象者が35歳の誕生日を迎えても
減点の再算定は提出不要です。

19. 高得点工事成績
20. 和歌山県優良工事表彰 は、
申請後は削除の処理・計算を県で行うので
減点の再算定は提出不要です。

→加点期間経過後に自動減点されます。

3-(4) 格付けランク

◎　格付けランク一覧表　※令和６・７年度と変更無し

	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	その他の業種
Aランク	1,000点以上	700点以上	660点以上	690点以上	点数に関わらず Wランクのみ
Bランク	880点～999点	600点～699点	520点～659点	580点～689点	
Cランク	750点～879点	599点以下	519点以下	579点以下	
Dランク	749点以下	（なし）	（なし）	（なし）	

◎　格付けランクの随時変動

○ **格付けの例外措置**
- 「暴力団排除への取組」無し‥全業種でＡランクとならずＢランクに格付けされます。
- 「独占禁止法遵守体制整備」無し‥全業種でＡランクとならずＢランクに格付けされます。
- 技術者が１名となった業種‥該当の業種が最下位ランクに格付けされます。

○ **ランクダウン**　‥ランクが１段階下がります。

○ **格付けの一時取り消し**　‥一時的にランクが取り消され、入札に参加できません。

○ **資格認定の取り消し**　‥再び資格が認定されるまで入札に参加できません。

事由を解消し、元のランクに戻るためには、「解消の報告書」の提出が必要です。

3-(4) 格付けランク

◎　格付けランクの随時変動

○　ランクダウン

次の場合にはランクが１ランク下として格付けされます。

（最下位ランク又はWランクのみの業種がランクダウンすると、解消するまで入札に参加できません。）

・90日間のランクダウン

1　県発注の工事について工事成績評定点が55点未満の場合
2　施工体制Gメンで指導書の交付を受け、1年以内に2回目の指導書の交付を受けた場合
3　施工体制Gメンから改善勧告書の交付を受けた場合
4　市町村等発注工事（2,500万円以上に限る）について、工事実績情報システム(CORINS)への登録義務に関わらず登録を行わなかった場合　※継続的な場合に限る
5　**地方基準再算定の減点のための再算定を、申請締切日の属する再算定受付期間終了日までに申請を怠った場合（本来加点されないはずの点数が加点されてしまうため）**
6　県が発注した建設工事において、産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合

・180日間のランクダウン

7　災害時等対応重機又は災害時対応仮設資材について故意に虚偽の申請を行い、事実に基づかない加点を受けた場合

・未納状況が解消するまでランクダウン

8　労働保険料の**未納**がある場合
9　社会保険料の**未納**がある場合

3-(4) 格付けランク

◎　格付けランクの随時変動

○　格付けランクの一時取り消し

次の場合には、格付けランクが一時取り消され、その状況が解消されるまで入札に参加できません。

- 経営事項審査で外注費が95%以上でかつ技術者が1人の場合
- 建設業許可を受けた営業所に営業実態が無い等の場合

○　資格認定の取り消し

会社更生法及び民事再生法を除く申請できない理由に該当したとき。
（会社更生法及び民事再生法の場合には手続開始決定を受け、新たな状態で総合点数の付与及び格付けを受けるまで入札に参加できなくなります。）

資格認定を取り消されると、再び資格認定されるまで入札に参加できません。
特に、**暴力団関係者が経営者等になった場合**や**申請書類等に虚偽を記載した場合**は、5年間は入札参加資格審査を受けることすらできなくなります。

3-(5) その他参考

◎　技術者の常勤確認について

技術者について常勤と認める賃金、勤務日数、勤務内容の基準は次のとおりです。

○　審査基準日時点に技術者と認められる基準

・給与が8万円以上であること
・1ヶ月のうち概ね15日以上、営業所又は工事現場において建設業に関係する業務に従事していること。
※　個人事業主の専従者は8万円未満でも可。（確定申告書の専従者欄による確認）
※　労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。
※　経営事項審査で求めている「審査基準日の”6ヶ月前”」からの雇用である必要はありません。

申請時に提出していただく常勤確認書類は、前回の定期受付時から変更はありません。
なお、手引きの（ｄ）を確認書類とした技術者について、常勤確認の一環として、事前連絡のうえ営業所を訪問して当該技術者にヒアリングを行い、上記基準を満たしていることを確認する場合があります。

（参考）常勤確認書類　※R8･9年度手引きから抜粋

（ａ）建設キャリアアップシステムに登録している場合は、技能者情報（帳票１－１）
（ｂ）社会保険に加入している場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
（提出後に加入された方については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書）の写し
（ｃ）社会保険に加入していないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
（事業主通知用）と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方の写し
（ｄ）雇用保険に加入できない場合は、源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し

※直近の経営事項審査における「技術職員名簿（別紙二）」にも記載されている方については、上記（ａ）～（ｄ）の書面の写しは省略できます。

3-(5) その他参考

◎　納税証明書の様式について

（受付回ごとに証明日が異なるため、 手引き内の別表でご確認ください。）

○　県税の納税証明書

→**添付不要**

技術調査課から税務担当部署に未納の有無について照会します。

県税事務所窓口で納税証明書を取得する必要はありません。

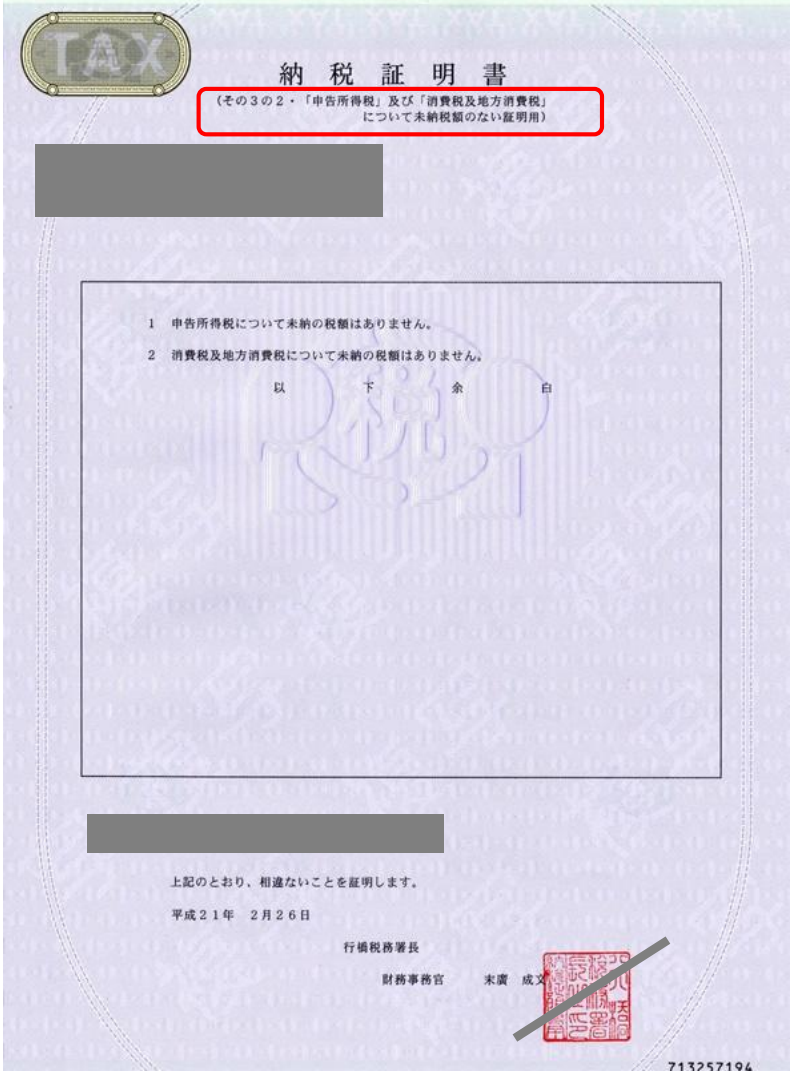
○　消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）

・その3‥　税目指定で**「地方税及び地方消費税」**を指定してください。

・その3の2‥　個人事業主用。税目指定不要。

・その3の3‥　法人用。税目指定不要。

（見本）納税証明書　その3の2



納　税　証　明　書

（その３の２・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

[redacted]

1　申告所得税について未納の税額はありません。

2　消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以　下　余　白

[redacted]

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成２１年　２月２６日

行橋税務署長

財務事務官　　末廣　成文

713257194

3-(5) その他参考

◎　暴力団関係者等の排除規定の運用の厳格化について（H23年度から）

「和歌山県暴力団排除条例」が施行され、県の公共工事の入札から暴力団関係者等を排除する措置を講じることが義務づけられました。

入札参加制度においては、今までも暴力団関係者等の排除に取り組んできたところですが、今後も以下の取扱を継続するとともに、より一層の取組を進めていきます。

- 入札参加に際して事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等に暴力団関係者等がいないこと及び入札参加している間は暴力団関係者等を事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等にしないことを誓約していただきます。
- 上記の誓約をきちんと守っていただいているか、県警と協力してチェックします。

◎　不当要求防止対応への取組について（H26年度から）

県との契約時に不当要求の拒否及び県への報告義務等について誓約書をご提出いただいているところですが、入札参加資格審査の受付時にも誓約書をいただくこととしております。

◎　労働保険料・社会保険料の未納チェック期間について

労働保険料及び社会保険料に納付状況について、引き続き過去の全期間がチェック対象となります。

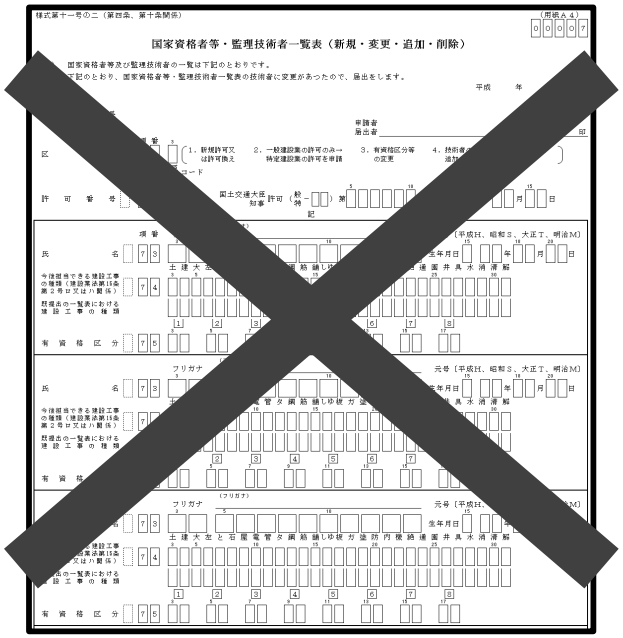
- 審査基準日から無期限に遡って未納をチェックした結果、過去に未納が発生して現在まで解消されていないことが判明した場合にはランクダウンの措置をとります。
- 申請後も随時保険関係部局に未納の有無を調査する場合があります。

3-(5) その他参考

◎　技術者の登録・変更について（R2.4月から）

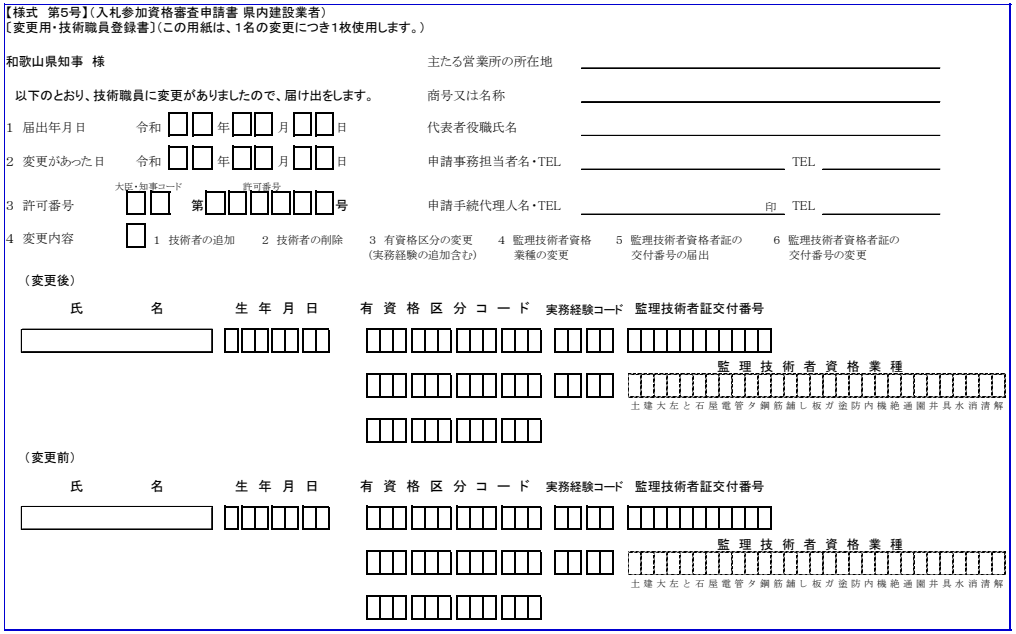
入札参加資格審査申請（または経営事項審査受審）のために実務経験、国監者の技術者登録をする場合、入参申請書の様式第５号を受付窓口に２部（１部控え）提出してください。

【許可】様式第11号の2
国家資格者等・監理技術者一覧表 **※R2廃止**


様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

【入参】様式第５号　変更用・技術職員登録書
※実務経験、国家資格者・監理技術者の登録、変更に用います。


【様式　第5号】（入札参加資格審査申請書 県内建設業者）
（変更用・技術職員登録書）（この用紙は、1名の変更につき1枚使用します。）

和歌山県知事　様

以下のとおり、技術職員に変更がありましたので、届け出をします。

1　届出年月日　令和　年　月　日
2　変更があった日　令和　年　月　日
3　許可番号　大臣・知事コード　第　許可番号　号
4　変更内容　1 技術者の追加　2 技術者の削除　3 有資格区分の変更（実務経験の追加含む）　4 監理技術者資格業種の変更　5 監理技術者資格者証の交付番号の届出　6 監理技術者資格者証の交付番号の変更

主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者役職氏名
申請事務担当者名・TEL　TEL
申請手続代理人名・TEL　印　TEL

（変更後）

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号	監理技術者資格業種
					土建大左と石屋電管タ鋼筋舗し板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

（変更前）

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験コード	監理技術者証交付番号	監理技術者資格業種
					土建大左と石屋電管タ鋼筋舗し板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

入参申請までに申請する技術者を様式第５号単独の提出により登録してください。
申請後も変更があればすみやかに提出してください。また経営事項審査受審の際は、上記様式により既に技術者の登録されていれば従来どおり受審時の資格者証等提示を省略します。

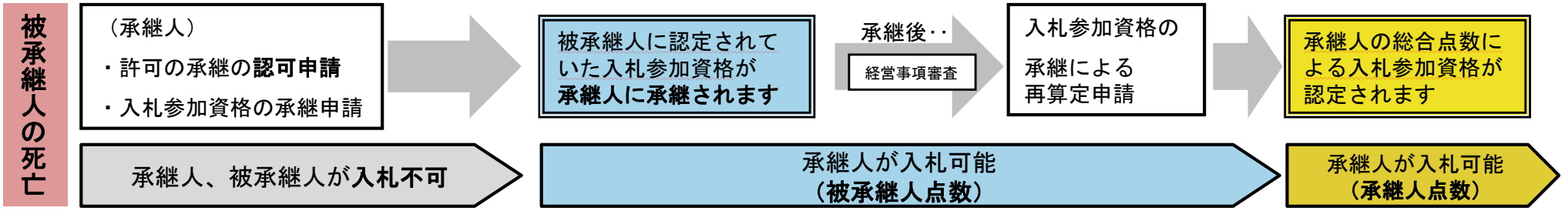
3-(5) その他参考

◎　建設業許可の承継について（R2.10月から）

法第17条の2,3による建設業許可の事業承継の認可（以下**「認可」**）を受けた場合の入札参加資格の承継手続きは以下のとおりです。

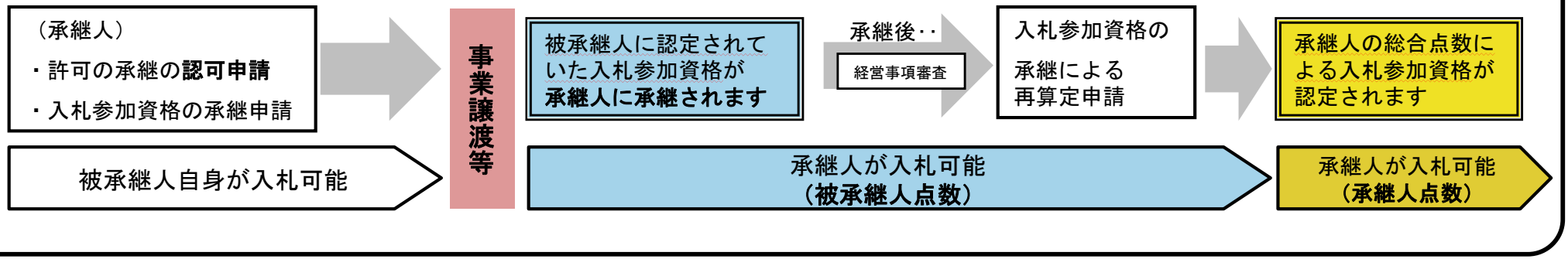
承継手続き（死亡等による相続）

※和歌山県知事へ認可申請する場合



承継手続き（法人成り、代替わり、事業譲渡）

※和歌山県知事へ認可申請する場合



◎　建設業許可の承継について（R2.10月から）

（参考）
認可を受けない場合の手続き

※従来から手続きに変更ありません

